

## 中間前金払制度の導入について

### 『中間前金払制度とは?』

- ・ 滋賀県が発注する請負工事について、当初の前金払（契約金額の40%以内）に加えて、さらに**20%以内の工事代金**を受け取ることができる制度です。

### 『対象となる工事』

- ・ 当初請負金額が**200万円以上**で、契約工期が**60日間以上**であって、**すでに前金払を受けている工事**が対象となります。

### 『要件』

- ・ **契約工期の50%を経過していること。**  
工程表により工期の50%を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。  
**出来高が請負代金額の50%以上**であること。  
**既に前金払が支払い済み**であること。

### 『中間前金払制度のメリット』

- ・ **簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。**  
部分払のような出来高検査はなく、煩雑な資料を作成する必要がありません。
- ・ **公共工事の円滑な資金提供が図れます。**  
建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にある中で、建設業者の皆さんの財務体質の改善や経営の安定化が期待できます。
- ・ **保証料金が安い**  
西日本建設業保証(株)における保証料率は、一律**0.065%**であり前金払の保証料率に比べ、格段に安い保証料で保証が受けられます。

中間前払金	1,000万円にかかる保証料	6,500円
当初の前払金	1,000万円にかかる保証料	29,100円

- ・ **中間前金払と部分払を選択**  
契約締結時に、どちらの制度を利用するか選択でき、選択肢が広がります。

### 『中間前金の限度額』

- ・ 前金払および中間前金払を合わせて**5億円**を限度とします。

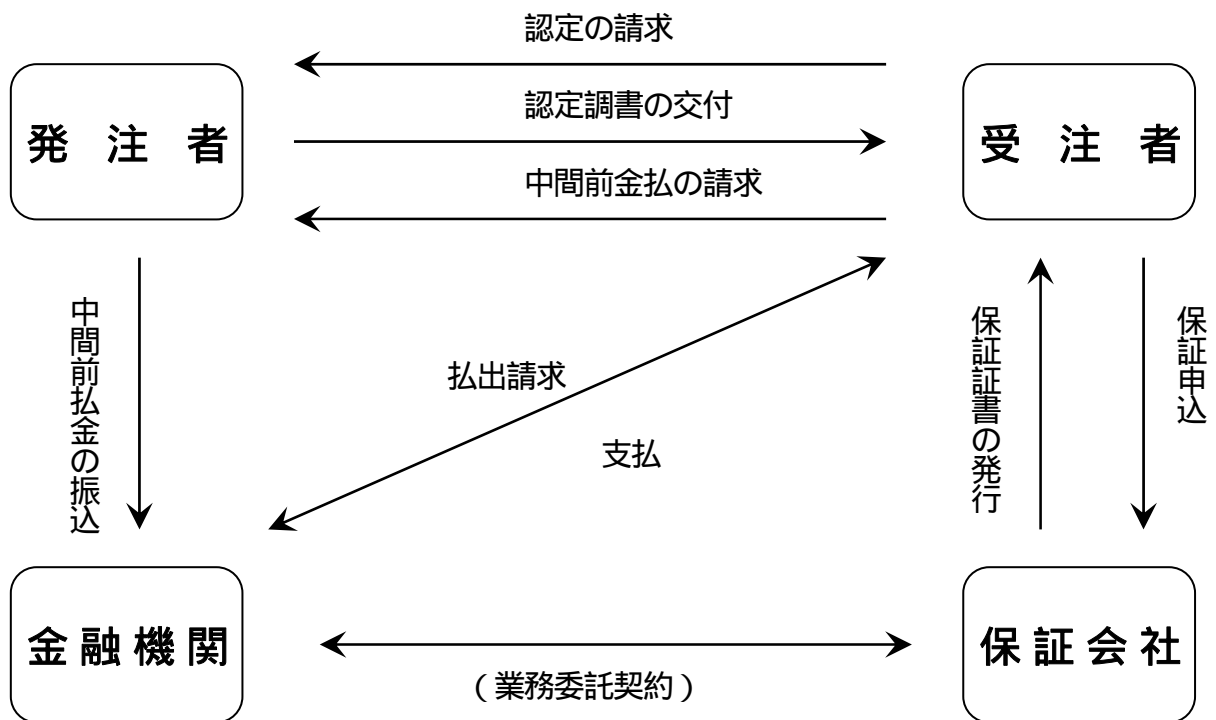
### 『中間前金払と部分払の併用の禁止』

- ・ 一件の工事について中間前金払と部分払の両方を受け取ることができません。  
(一部の工事を除く)

### 『適用時期』

- ・ 平成23年8月1日以降に入札公告等を行う工事に対して適用します。

『中間前払金請求の流れ』



受注者は、認定請求書（様式第2号）に工事履行報告書（中間前払金用）（様式第4号）と工程表を添付して発注者に請求します。

発注者は、請求内容を確認して、請求を受け付けた日から起算して7日以内に認定調書（様式第3号）を受注者に交付します。

受注者は、認定調書を基に保証会社へ中間前払金の保証を申し込みます。

保証会社は、保証証書を受注者に発行します。

受注者は、保証証書を添付して中間前払金を発注者に請求します。

発注者は、受注者に指定された口座（別口座）へ請求日から起算して30日以内に中間前払金を振り込みます。

受注者は、中間前払金が振り込まれた金融機関に払い出しを請求します。

金融機関は、保証会社との業務委託契約に基づき受注者へ中間前払金を支払います。